

ご議論頂きたい事項①：全般的な開示要求事項

- ISSBのTRWGが2021年11月3日に公表したプロトタイプについて、今後見込まれるパブリックコンサルテーション等を睨み、研究会としてどのような内容の意見を整理していくべきか。
- まず、「全般的な開示要求事項」に関する基準について、例えば下記のような論点についてどのように考えるか。

<p>サステナビリティ関連財務情報の定義と目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プロトタイプのパラグラフAにおいて、サステナビリティ関連財務報告は「企業のガバナンス・戦略、及び関連するリスクマネジメント事項の情報を含む、企業価値に関連するサステナビリティ事項に関して、企業実績に関連する開示」と定義され、サステナビリティ関連財務情報は「利用者に、企業のビジネスモデルや経営戦略を維持し発展させるための資源や関係性の評価に十分な基礎を提供する、企業価値のドライバーに関する洞察を与える情報」と定義された上で、サステナビリティ関連財務開示の目的は、「一般目的財務報告の主要な利用者が企業に資金等を提供するかどうかを決定する際に有用な、企業がさらされている重要なサステナビリティ関連リスク及び機会に関する情報を提供すること」とされている。 ➤ この定義や目的は十分かつ妥当か。
<p>マテリアリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ プロトタイプにおいては、重要性の基準については「（その情報が）省略されたり、誤っていたり、覆い隠されている状態の場合、一般目的財務報告の主たる利用者のこれらの報告書に基づきされる意思決定に影響を与えると合理的に見込まれるもの」とした上で、定量的閾値は設けず、経営者による重要性判断の上で重要でないと考えられる場合には開示は不要としている。 ➤ この重要性の考え方は十分かつ妥当か。また、既に公表済みの気候のプロトタイプとの関係含めて、基準全体を通じてどのように整合的に適用されるべきか。（例：業種別で開示が要求される指標について、「重要性がない」場合には開示は不要となるか。このときの「重要性」の判断はどのようにすべきか。また、「重要性がない」と判断した旨についてどのような説明が必要か。）

ご議論頂きたい事項②：全般的な開示要求事項（続き）

報告企業の境界	<ul style="list-style-type: none">▶ プロトタイプにおいて、財務諸表とサステナビリティ関連財務開示の「境界（Boundary）」は同一でなければならず、両者のコネクティビティについての説明も求めている。▶ 報告企業の「境界」の例として衣料品産業が例示をされているが、「財務諸表」とサステナビリティ関連財務開示の境界を同一とするという考え方は妥当か。また、全般的な開示要求事項に示されている内容だけで企業は具体的な開示内容を判断することができるか。
報告頻度	<ul style="list-style-type: none">▶ サステナビリティ関連財務情報は、「少なくとも12ヶ月ごとに、かつ、それらの財務諸表と同時に報告しなければならない。」とされており、財務諸表と同時に報告することが求められているが、世界的な開示動向や国内の制度開示やサステナビリティ情報開示の時間軸と照らして妥当か。
報告チャネル	<ul style="list-style-type: none">▶ IFRSサステナビリティ開示基準で要求される情報は、企業の一般目的財務報告の一環として開示することが求められている。また、別の報告書からの相互参照（クロス・リファレンス）も認められている（ただし、それによって不明瞭にならない場合に限る）。▶ 日本国内では、一般目的財務報告には制度開示書類（有価証券報告書）が該当すると考えられるため、ISSB基準による開示事項をそれらの書類に取り込むことが求められる可能性があるが、報告頻度における同時性の点と併せてどう考えるべきか。

ご議論頂きたい事項③：全般的な開示要求事項（続き）

適正表示	<p>➤ 特定のサステナビリティ課題に対して適用すべきIFRSサステナビリティ開示基準がない場合、</p> <ul style="list-style-type: none">• 「全般的な開示要求事項、及び他のIFRSサステナビリティ開示基準の目的に照らして必要な情報開示を判断しなければならない。」• 「また、開示の要求事項が一般目的財務報告の利用者ニーズに合わせて設計されている、他の基準設定主体の最新のサステナビリティ開示基準を考慮することも認められる。」 <p>とされているが、具体的にどのような基準を考慮するべきかについては定めはない。この点、具体的にどのような基準が適切か、あるいはその活用方法について示される必要はないか。</p>
準拠表明	<p>➤ サステナビリティ関連財務開示がISSB基準に「準拠している」と記載するためには、「IFRSサステナビリティ開示基準の関連する全ての要件」を満たすことが求められているが、この記載は妥当か。例えば、以下の場合はどう考えるべきか。</p> <ul style="list-style-type: none">• 業種別指標のみ開示している場合。あるいは業種別指標以外のみ開示している場合。• 一部の論点（気候・水・人的資本など）のみISSB基準に則って開示している場合

ご議論頂きたい事項④：気候関連開示プロトタイプ

- 「気候関連開示プロトタイプ」について、例えば下記のような論点についてどのように考えるべきか。
- なお、「気候関連開示プロトタイプ」については、今後、個別業種から気づきの点を収集し、研究会においても検討の上、意見発信内容を更にブラッシュアップしていくこととしたい。

目的	<p>➤ 「企業は「IFRSサステナビリティ開示基準：サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項」に従って気候関連開示を作成開示する際に、本基準（案）を適用しなければならない。」とされているが、全般的な開示要求事項とテーマ別基準の関係は妥当か。</p>
TCFD提言との差異	<p>➤ 今回示された気候関連開示プロトタイプについて、TCFD提言で求められている内容との相違点を含め、懸念点はあるか。</p>
業種横断指標・業種別指標について	<p>➤ 今回示された、業種横断指標(12・13・14)・業種別指標(別添B)について、全体的にどのように評価するか。また、これらの気候関連開示プロトタイプにおいて「shall disclose」と規定されていることと、全般的な開示要求事項における重要性判断の考え方の関係をどのように整理すべきか。</p> <p>➤ SASB基準をベースに定められている業種別指標について、一部各国の状況に沿って読み替えていく必要があると考えられる。今後、国内産業の意見等を収集した上で、IFRS財団に対する意見を整理していくことが必要になるが、どのような考え方で国内の意見を収集・整理していくべきか。</p> <p>➤ 複数事業を営んでいる企業や特定の事業に当てはまらない業種（例：総合商社）の場合、どのように業種を決定し開示することが適切か。この点について、気候関連開示基準あるいは全般的な要求事項において、考え方が整理されることは必要か。</p>

ご議論頂きたい事項⑤：気候関連開示プロトタイプ（続き）

<p>業種横断指標・業種別指標について (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none">➤ 気候関連開示プロトタイプ（業種別）に水資源・土地利用等の指標が含まれている点と、気候以外のテーマについては、今後議論が予定されている点について、整合を図る必要がないか。 （水資源の指標等については、検討を改めて実施することもありえるのではないか）➤ 業種別指標の算定にあたって、受け入れ可能な計算方法（例：GHGプロトコル）や地域基準の例示がされているが、「受け入れ可能」の判断基準に関する具体的な定めは必要か。
---------------------------------------	---